

平成29年6月1日

まちづくり委員会資料

平成29年第2回定例会 専決処分報告の説明

報告第15号

市長専決処分第6項 訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告[家賃滞納者、不正入居者、高額所得者及び無断退去者]

	区分	被告の氏名	居住の開始
1	家賃滞納者	** **	H27. 6. 5
2	家賃滞納者	** **	H 9. 1. 26
3	家賃滞納者	** **	H17. 11. 1
4	家賃滞納者	** **	H10. 5. 6
5	家賃滞納者	** **	S48. 7. 1
6	家賃滞納者	** **	H25. 7. 8
7	家賃滞納者	** **	H18. 8. 1
8	家賃滞納者	** **	H24. 3. 2
9	家賃滞納者	** **	S50. 6. 16
10	家賃滞納者	** **	H14. 12. 16
11	家賃滞納者	** **	H14. 7. 10
12	家賃滞納者	** **	S45. 5. 1
13	家賃滞納者	** **	S61. 7. 1
14	不正入居者	** ** ** **	S30. 9. 15
15	不正入居者	** **	S48. 7. 22
16	不正入居者	** **	S62. 4. 1
17	高額所得者	** **	S51. 5. 21
18	無断退去者	** **	S55. 6. 16

* 1 滞納者の未払月数 10箇月から38箇月分

* 2 滞納者の未払の使用料の額 ￥146,025円から￥1,164,025円

2 市営住宅の明渡しを求める理由等

- ・ 市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者【家賃滞納者】
- ・ 使用者の死亡で市営住宅の使用者として承継ができなかった者【不正入居者】
- ・ 入居している期間が5年以上である使用者で収入の額が最近2年間基準を超えた者【高額所得者】
- ・ 正当な理由なく15日以上市営住宅を使用しない者【無断退去者】

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後において、

- ① 家賃滞納者にあつては、市営住宅明渡請求予告通知書を送付して家賃の納付を求め、それでも完納しない場合は、市営住宅明渡請求書により賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- ② その他の不正入居者、高額所得者等にあつては、市営住宅明渡請求書を送付し、直ちに賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

No.	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H28. 7. 29	H28. 9. 9	H28. 12. 16	H29. 1. 24
2	H28. 7. 29	H28. 9. 9	H28. 12. 16	H29. 1. 24
3	H28. 7. 29	H28. 9. 9	H28. 12. 16	H29. 1. 24
4	H28. 10. 28	H28. 12. 16	H29. 3. 24	H29. 4. 24
5	H28. 10. 28	H28. 12. 16	H29. 3. 24	H29. 4. 24
6	H28. 2. 12	H28. 9. 9	H28. 12. 16	H29. 4. 24
7	H28. 10. 28	H28. 12. 16	H29. 3. 24	H29. 4. 24
8	H28. 2. 12	H28. 12. 16	H29. 3. 24	H29. 4. 24
9	H27. 10. 30	H28. 12. 16	H29. 3. 24	H29. 4. 24
10	H28. 10. 28	H28. 12. 16	H29. 3. 24	H29. 4. 24
11	H28. 7. 29	H28. 9. 9	H28. 12. 16	H29. 4. 24
12	H28. 10. 28	H28. 12. 16	H29. 3. 24	H29. 4. 24
13	H28. 10. 28	H28. 12. 16	H29. 3. 24	H29. 4. 24
14	—	H28. 9. 9	—	H29. 1. 24
15	—	H28. 9. 9	—	H29. 1. 24
16	—	H28. 12. 2	—	H29. 1. 24
17	—	H27. 8. 21	H28. 3. 31	H29. 1. 24
18	—	H27. 6. 26	—	H29. 3. 3

4 訴え提起件数 [参考]

平成27年度 26件、平成28年度 20件、平成29年度 10件（4月末現在）